

XXV. EU（欧州連合）

<要約>

	概要	特徴
1. 金融監督機関の概要	<ul style="list-style-type: none"> ○欧州金融監督制度（ESFS） <ul style="list-style-type: none"> ・ EU における金融監督のネットワークであり、①欧州監督機構（ESAs）の 3 機関（欧州銀行監督機構（EBA）、欧州証券・市場監督機構（ESMA）、欧州保険・年金監督機構（EIOPA））、②ESAs の合同委員会、③欧州システミックリスク理事会（ESRB）、④欧州中央銀行（ECB）、⑤各国監督当局、から構成される。 ○欧州中央銀行（ECB） <ul style="list-style-type: none"> ・ 1998 年 6 月に設立され、ユーロ圏の金融政策や、単一監督メカニズムの下、銀行同盟参加国の銀行に対する健全性監督の責任を負っている。 ○欧州システミックリスク理事会（ESRB） <ul style="list-style-type: none"> ・ 2011 年 1 月に ESFS の一部として設立され、EU 域内の金融システムのマクロプルーデンス監督とシステミックリスクの回避・軽減を担っている。 ・ 主な業務は、システミックリスクの抑制に必要な立法や当局による対応を実現するために、警告・勧告等により EU レベル・国レベルの他の機関に影響を及ぼすことである。 ○欧州銀行監督機構（EBA） <ul style="list-style-type: none"> ・ EU における銀行監督の慣行の調和を目的とする専門的な EU 機関であり、2011 年 1 月に ESFS の一部として設立された。主な業務は、法的拘束力のある技術的基準（BTS）やガイドラインの策定を通じて、銀行向けの欧州単一ルールブックの確立に貢献することである。 	
2. EU 規則・指令等の概要	<ul style="list-style-type: none"> ○EU の法体系と立法過程 <ul style="list-style-type: none"> ・ EU 加盟国間で締結された EU の基本条約は EU 法の土台であり一次法と呼ばれる。これに対して基本条約に規定されている原則や目的を具体化した法律は二次法と呼ばれ、これには規則、指令、決定、勧告、意見が含まれる。 ・ 規則は、発効と同時に全ての加盟国に自動的かつ一様に適用され、各国の国内法への置き換えは必要ない。 ・ 指令は、加盟国に対し一定の結果の達成を求めるものの、その方法は各国に委ねられており、加盟国は、期限内に国内法への置き換えを完了させなければならない。 ・ EU 法の多くは、欧州委員会が法案を提出し欧州議会と EU 理事会が共同で採択するという立法手続がとられており、この場合、欧州議会と EU 理事会は平等の発言権を持つ。 ○銀行の健全性に関する規制（CRR・CRDIV） <ul style="list-style-type: none"> ・ 銀行を対象とする健全性規制の国際基準であるバーゼルⅢを実施する法律として 2013 年 6 月に成立した自己資本要件規則（CRR）・第 4 次自己資本要件指令（CRDIV）によって、自己資本比率・レバレッジ比率に関する要件や流動性規制が定められている。 	

	<p>○銀行の破綻処理に関する規制（BRRD）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2014年5月に銀行再建・破綻処理指令（BRRD）が成立した。too big to fail（大き過ぎて潰せない）問題への対策として、①銀行ごとの再建・破綻処理計画の策定、②当局による早期介入、③当局が有する破綻処理の手段と権限、④各国当局間の協力、⑤破綻処理基金、に関する事項が規定されている。 <p>○預金保険制度に関する規制（DGSD）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2014年に2度目の預金保証スキーム指令（DGSD）の改正が行われた。 ・ 預金保証スキーム（DGS）により保護される預金の額の上限は、銀行ごとに預金者1人あたり10万ユーロであり、個人預金に加え企業預金も保護の対象である。 ・ 各国のDGSは銀行からの拠出により必要な資金を事前に積み立てる。各銀行が負担する拠出金は、その銀行が受け入れている対象預金の額と当該銀行が負うリスクの程度に基づき算出される。 <p>○金融商品の取引に関する規制（MiFID II・MiFIR）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ EU 金融市場の競争力の向上と高いレベルの投資家保護を目的として、2004年に金融商品市場指令（MiFID）が成立した。 ・ MiFID は、投資サービス会社（投資サービスを提供する銀行を含む）による金融商品への投資に関するサービスの提供、および、伝統的な証券取引所と代替的な取引施設の運営、の業務に対する規制である。 ・ その後の世界金融危機や技術革新等に伴う市場の変化を受けて、2014年に第2次金融商品市場指令・金融商品市場規則（MiFID II・MiFIR）に改正された。
<p>3. 金融機関に対する許認可 ・ 監督の枠組み</p>	<p>○銀行免許の付与</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 加盟国は、参入予定者に対し、業務開始前に銀行免許を取得するよう求めなければならない。加盟国は銀行免許付与に係る要件を定めEBAに報告しなければならない。 ・ 加盟国当局は、当初資本金の十分性や株主・構成員の適切性を確認しなければならない。 <p>○検査・監督</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 銀行に対する健全性監督は母国当局の責務である。 ・ 加盟国は、CRDIVの国内法とCRRの違反に対する行政処分とその他の行政措置を規定するとともに、それらの実施を確保するために必要な措置を全て講じなければならない。 ・ 加盟国当局は、銀行がCRR・CRDIVを遵守するために実施した態勢整備・戦略を審査し、健全な経営とリスクへの備えが確保されているかを判断しなければならない。 ・ 加盟国当局は、監督している銀行に対する当局による検査の計画を少なくとも1年に1回以上採択しなければならない。

○銀行同盟の状況

- EU は、経済通貨同盟の深化に向けた取り組みの一環として、銀行同盟の完成に取り組んでいる。銀行同盟は、単一監督メカニズム（SSM）と単一破綻処理メカニズム（SRM）を 2 つの柱としている。
- SSM は、2014 年 11 月に導入された欧州の銀行監督の枠組みであり、ECB と銀行同盟参加国の監督当局から構成される。ECB は、ユーロ圏の重要な銀行を直接監督する一方、相対的に重要ではない銀行については、各国当局が ECB と緊密に協力しながら監督する。
- SRM は銀行同盟参加国の銀行を対象とする実効的な破綻処理のための枠組みである。単一破綻処理委員会（SRB）が設置され、直接的に責任を負っている銀行の破綻処理計画の作成や実際に破綻処理を行う場合の破綻処理スキームの策定を担うほか、銀行セクターが資金を拠出する単一破綻処理基金（SRF）が設置された。
- 銀行同盟の第 3 の柱として預金保険制度を統一する欧州預金保険スキーム（EDIS）の導入が検討されているが、合意には至っていない。

○リテール決済システムの動向

- 2007 年に第 1 次決済サービス指令（PSD1）が成立し、決済サービス提供者が消費者に提供すべき情報や決済サービスの利用に関する権利と義務が規定されたほか、決済サービスを提供できる業者の類型として、それまでの銀行・電子マネー事業者に加え、新たに決済サービス事業者が導入された。
- その後、情報通信技術の革新により決済サービスを担う新たなプレーヤーが登場したことを踏まえ、2015 年には第 2 次決済サービス指令（PSD2）が採択され、2018 年 1 月に施行された。
- EU は、消費者・企業・公的機関によるクロスボーダー決済を国内決済と同じように簡便・安全かつ低コストで行えるようにするための取り組みとして、単一ユーロ決済圏（SEPA）を推進している。この一環で、2017 年 11 月に、ユーロ圏の一部の国において SEPA の即時送金スキーム（SCT Inst）が導入された。
- 欧州委員会は、2018 年 3 月、フィンテック行動計画を採択し、欧州の上場企業が公開した情報のデジタル化を促進する最適な方法の検討や分散型台帳技術・ブロックチェーンに関する包括的な戦略の策定を含む 19 のステップを提示した。